

令和6年度
LEIOのちくかんリース事業
(令和6年4月～令和7年3月)

一般財団法人畜産環境整備機構



令和6年度 LEIOのちくかんリース事業について

畜産高度化支援リース事業を中心に以下のリース事業を実施します

○ 畜産高度化推進リース事業 ((独) 農畜産業振興機構 (ALIC) の補助事業)

① 畜産高度化支援リース事業

【貸付枠：28億円】

環境リース

【貸付枠：6億円】

経営リース

簡易牛舎リース

食肉リース

生乳リース

【貸付枠：22億円】

○ 旧 畜産高度化 支援補完リース事業

③ 畜産ICTリース (国)

【畜産経営体生産性向上
対策事業(畜産ICT事業)】
※旧楽酪リース

② 畜産クラスターリース (国)

【畜産・酪農収益力強化整備等
特別対策事業(畜産クラスター
事業)】のうち機械導入事業

④ 楽酪GOリース (ALIC)

【酪農労働省力化推進施
設等緊急整備対策事業(楽
酪GO事業)】

- ・ 国またはALICの事業にリース事業者として参加
- ・ ②～④の事業実施主体は中央畜産会

②～④については、令和2年11月から貸付け申込みを受付

畜産高度化支援リース事業の種類

◇ 環境リース（令和5年度貸付実績：2.2 億円） 令和6年度で終了予定

- 借受者：畜産農家、農協等
- 貸付機械：① 家畜ふん尿処理施設等
② 臭気の脱臭処理施設等
③ 飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等

※環境リースでは、原則として、お客様による保証保険料、損害保険料の実質負担がありません。当機構が負担します。

令和6年度
貸付枠
6億円

◇ 経営リース（令和5年度貸付実績：13.1 億円）

畜産クラスター、畜産ICT、楽酪GO含む

- 借受者：畜産農家、農協等
- 貸付機械：① 家畜ふん尿処理施設等
② 飼料の生産、給与等施設等
③ 家畜飼養管理等施設等
④ 6次産業化に関する施設等

令和6年度
貸付枠
22億円

◇ 食肉リース（令和5年度貸付実績：1.9 億円）

- 借受者：食肉販売店、業務用卸、食肉センター等
- 貸付機械：① 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等
② 食肉処理等施設等

◇ 生乳リース（令和5年度貸付実績：0.5 億円）

- 借受者：集送乳業者、乳製品製造業者等
- 貸付機械：① 集送乳に必要な施設・設備等
② 乳製品製造に必要な機械等

※貸付実績は契約ベース

【畜産経営者の皆様】

クラスターリース、畜産ICTリース及び楽酪GOリースは「経営リース」の枠内で一体的に実施しています！

★クラスターリース、畜産ICTリース及び楽酪GOリースは、令和2年11月から畜産高度化支援リース事業（経営リース）と一体的な実施が可能になったことにより、一層利用しやすくなりました。

①「経営リース」で貸付契約を締結していただくこととなりますが、そのほかは基本的にこれまでの貸付契約の内容・手続きと変わりありません。

②令和2年度まで「補完リース事業」単独で行っていた場合に比べて、附加貸付率が大幅に軽減されています。

参考；**附加貸付料率** 1.75%（令和2年10月末までの契約）

⇒ **0.70%**（令和2年11月以降の契約：令和6年6月1日現在）

貸付枠：畜産高度化支援リース事業の枠内で実施



ちくかんリースの特徴

- 頭金などの自己資金は必要ありません。
全額、リースで対応可能、機種の設定も自由です。
- リース料は、年払いまたは四半期払いのいずれかを選択できます。
- 貸付期間終了後、リース物件はお客様に譲渡します。
- 貸付期間中の事故等に備え、損害保険に加入していただきます。
- 保証保険に加入していただきます。(令和2年度契約分から引き下げになりました(0.5%→0.4%)。)
- 貸付枠のあるかぎり、いつでもリース可能です。

附加貸付料の適用料率について

低減料率適用者（畜産高度化支援リース事業）

1 環境リース・経営リース（基準料率 0.70%→低減料率 0.50%）

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・女性経営者
- ・JGAP認証又はグローバルGAP認証
（都道府県GAPや民間団体が行っている独自のGAPは対象になりません。）
- ・農場HACCP認証取得者等
- ・200万円以上の貸付で、かつ、過去に借受実績あり等

（注）クラスターリース、畜産ICTリース及び楽酪GOリースには、低減料率は適用されません。

2 食肉リース（基準料率 1.00%）

- ・衛生管理機械：冷蔵・冷凍車、洗浄機等
- ・HACCP認証取得者等
 - ①総合衛生管理製造過程承認制度（マル総）、②ISO22000、③FSSC22000、④SQF2000、⑤GRMS(Global Red Meat Standard)、⑥IFS Food Standard、⑦BRC Gloval Standard、⑧JFS-B/Cの8制度です。

（低減料率 0.50%）

- ・過去3年度内の借入実績が3,000万円以上

（低減料率 0.80%）

3 生乳リース（基準料率 1.00%→低減料率 0.50%）

- ・HACCP認証取得者等
（内容は食肉リースに同じ）

（令和6年6月1日現在）

畜産クラスターリース等に係る貸付施設等の利用状況確認について

(令和5年度の貸付施設等利用状況確認書の提出依頼文書)

5環機第739号

令和6年3月11日

受託団体あて

一般財団法人畜産環境整備機構

貸付施設等利用状況確認書のご提出依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構のリース事業につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて、当機構のお客様のうち、畜産クラスター機械導入リース事業(クラスターリース)、畜産経営体生産性向上対策リース事業(畜産ICTリース又は楽酪リース)、酪農労働省力化対策リース事業(楽酪GOリース)又は経営リースとそれらの事業との一体型の貸付契約を締結しているお客様について、貸付施設等のご利用状況を定期的に確認させていただくことにいたしました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、該当のお客様に別添の依頼文書と「貸付施設等利用状況確認書」をお送りいただき、稼働状況等についてご記入いただいた上で、本年3月29日までに貴団体を通じて当機構あてご返送下さいますようお願いいたします。

なお、確認対象には、当機構の貸付期間が終了し、所有権が既にお客様に移転されているケースも含まれています。これは、補助事業上の財産処分制限期間が終了していないことによるものです。何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

注) 今回の調査では、令和5年2月1日～令和6年2月末日の間に貸付けが開始されたお客様を対象に確認をさせていただきます。

【送付先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5丁目12番1号

一般財団法人畜産環境整備機構

Tel : 03-3459-6344

Fax : 03-3459-6315

E-mail :

ワイコービル3F

環境整備部

借受者名 :

(別紙)

貸付施設等利用状況確認書 経営(クラスター)/クラスター

機構からクラスターリース(経営リースとの一体型を含む)で借り受けた貸付施設等について、次のとおり確認しました。

契約書番号	貸付記号	経営(クラスター)	
貸付施設等	カッティングロールベラー		
貸付開始日	2021年10月04日	譲渡代金納入期限	2029年01月31日
メーカー			
型式	RP160V-PXC25		
販売業者等			
次年度の貸付料等納入期限	2024年01月31日		
処分制限期間の到来日(最終日)	2028年10月03日		

貸付契約上の導入地(設置場所)住所

上記の内容について現在の状況をご記入ください。

稼働の場所(A又はBに☑) A: 導入地で稼働している B: 契約上の導入地に無い(注)
 稼働状況(C又はDに☑) C: 問題なく稼働している D: 稼働していない(注)

【注: 稼働の場所、稼働状況の説明】 B又はDに☑マークの場合、その理由を以下に記入

契約書番号	貸付記号	クラスター	
貸付施設等	ホイールローダー		
貸付開始日	2019年07月08日	譲渡代金納入期限	2023年10月31日
メーカー			
型式	ZW50-5B		
販売業者等			
次年度の貸付料等納入期限	2025年07月31日 2025年10月31日		
処分制限期間の到来日(最終日)	2026年07月07日		

貸付契約上の導入地(設置場所)住所

上記の内容について現在の状況をご記入ください。

稼働の場所(A又はBに☑) A: 導入地で稼働している B: 契約上の導入地に無い(注)
 稼働状況(C又はDに☑) C: 問題なく稼働している D: 稼働していない(注)

【注: 稼働の場所、稼働状況の説明】 B又はDに☑マークの場合、その理由を以下に記入



ちくかんリースの手続きと流れ(基本)

1 リース物件の選定

希望するリース物件は、

お客様が希望する物件を、ご自身で販売業者と価格交渉し、機構あての見積書作成を依頼してください。

2 リースの申込先

リースの申請書は、

お客様が所属する団体から機構へ提出します。
・農協、農協連、飼料基金協会、畜産会等

3 契約の締結・発注

貸付契約書・売買契約書は、

機構では貸付申請書を審査し、お客様とリース契約を締結のうえ、同日付で販売業者と売買契約を締結します。

貸付・売買契約日をもって発注が可能となります。

(納品後、4へ)

4 リースの開始

・リース期間中の偶発的事故や故障等に対処するため損害保険、債務を保証するため保証保険に加入します。

5 リース料の支払い

6 リースの終了・譲渡

納品・検収(物件確認)が完了したら、

・リースが開始します。
(機構は、お客様あてにインボイス(適格請求書)を発行します。)

・リース物件の会計・税務処理は「売買」となります。

・機械等代金は、機構が販売業者に一括支払いします。

リース期間中は、

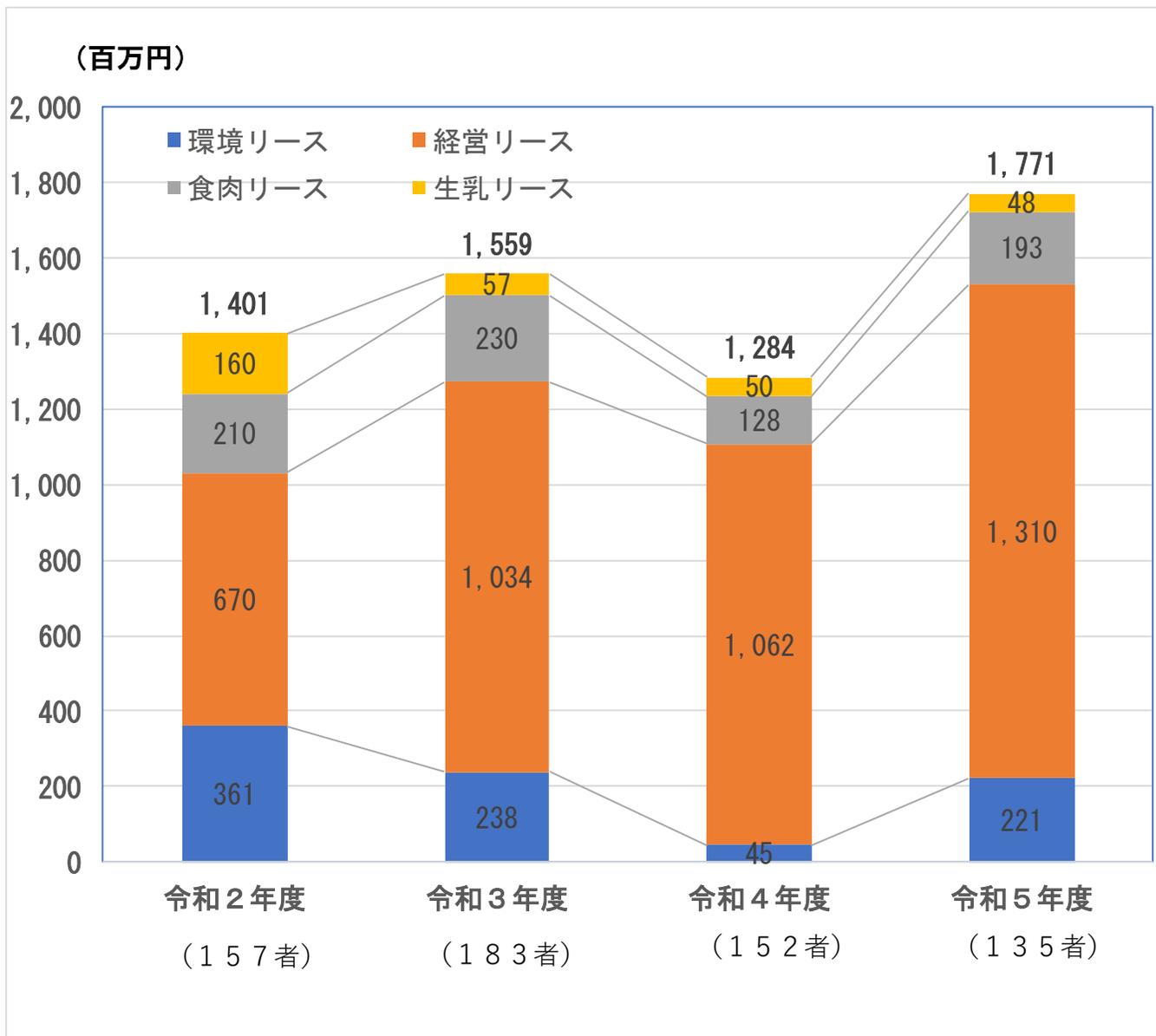
リース契約に基づいて、年1回又は4回のリース料をお支払いいただきます。
(支払月は、物件ごとに検収を完了した月を基準に決定します。)

リース期間満了後は、

譲渡代金(取得価額の10%)のお支払いをもってリース物件の

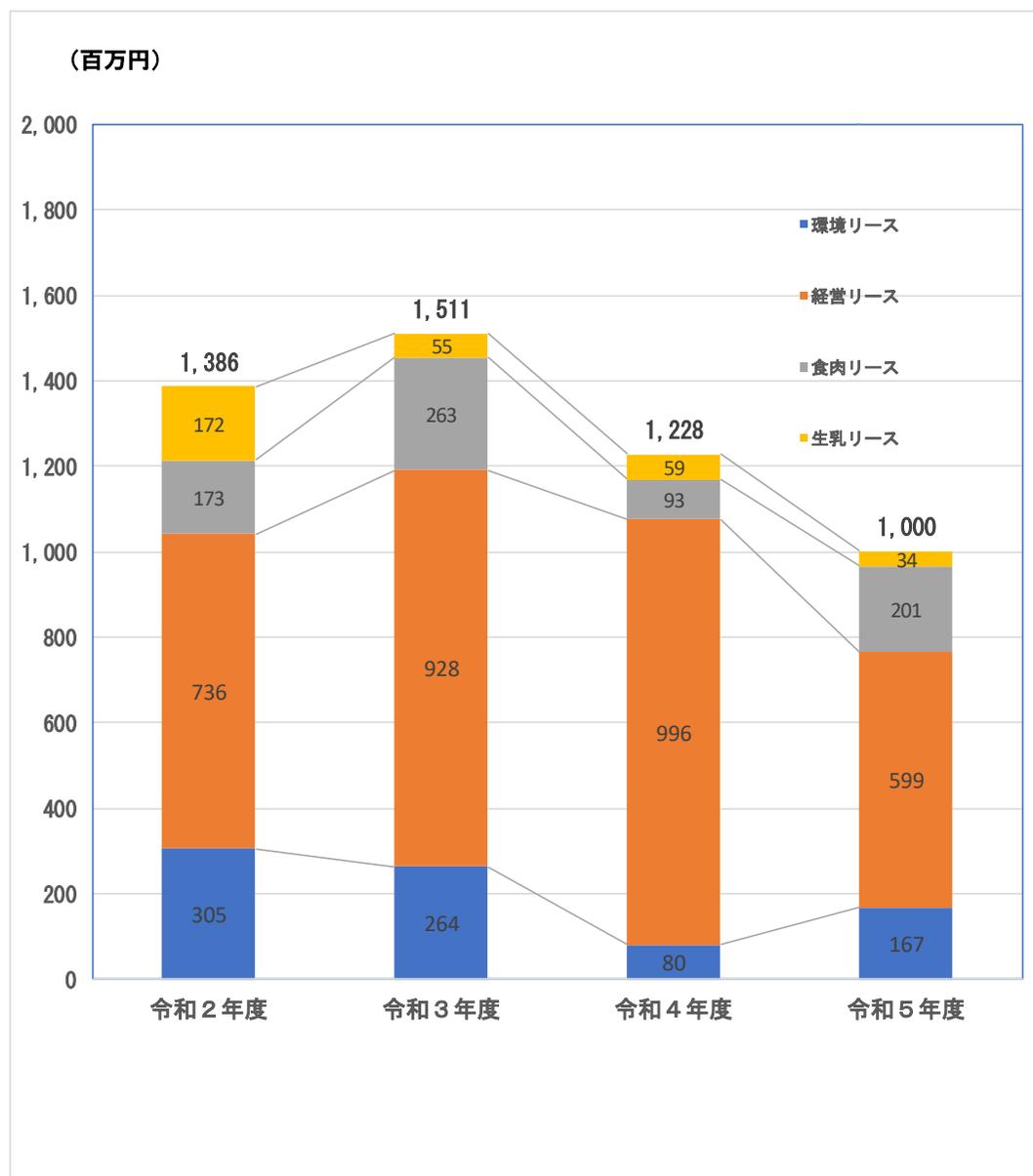
所有権がお客様に移転 します。

畜産高度化支援リース事業の契約実績（令和2～5年度）



注. 貸付実績は取得価額(税込)ベース。カッコ書きは延べ契約者数。

(参考) 畜産高度化支援リース事業の貸付実績 (令和2～5年度)



注. データは検収済みの貸付施設等購入費(税込)

◎主な貸付施設等(4カ年合計)

〔環境リース〕	台
①ふん尿処理機械・装置 (発酵機、固液分離機、乾燥機)	<u>41</u>
②ふん尿処理施設 (堆肥舎、浄化槽)	10
③悪臭防止用機械・装置	1
〔経営リース〕	
①家畜飼養管理施設及び家畜管理 機械・装置	<u>595</u>
②飼料の生産、給与等施設等	<u>300</u>
うち飼料作物調製用機械	164
運搬用機械	72
③家畜ふん尿処理施設等	<u>218</u>
うち運搬用具	96
作業用機械	87
〔食肉リース〕	台
①保管用・機械装置	<u>70</u>
②食肉調製用機器	<u>50</u>
③車両(冷蔵・冷凍車)	31
〔生乳リース〕	台
①オートサンプラー、電磁流量計	<u>42</u>
②ミルクタンクローリー等	21